

第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（素案）の概要

地域・家庭福祉課

【策定の趣旨】

- 女性の抱える問題が複雑化していることを踏まえ、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性（困難女性）の支援を行い、人権の擁護を図るとともに男女平等の実現を図る。
- 関係機関の支援体制の強化や民間団体等との連携に力を入れ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に行う。

【計画の位置付け】

- 困難女性支援法に基づく県計画
- 配偶者暴力防止法に基づく県計画

【計画期間】

- 令和7年度から11年度までの5年間

困難女性・DV被害者等を取り巻く現状と課題

※秋田県女性相談支援センターの統計及びアンケート調査による。

多様な課題について

- 女性相談に占める暴力被害の割合は高い
- 暴力以外にも、離婚問題、精神的問題、家族・親族の問題など相談内容が複雑化
- 若年層における性被害やDV被害等の認識不足

相談・対応等について

- 外国人、障害者、高齢者等への相談対応の困難さ
- 相談窓口や、支援機関・団体・施設等に関する周知、認識の不十分さ
- 一時保護を必要とする女性のニーズの変化への対応

自立の支援について

- 精神的な課題、社会的な孤立等、自立が困難な女性の増加
- 一時保護所や施設から退所した後の生活についての不安（住居、経済面、子育て等）
- 自立支援にかかる人員や時間の不足

支援体制の充実について

- 関係機関・団体間での情報共有が不十分
- 民間団体との連携や、支援の不足
- 専門的な知識の習得等、支援員の専門性向上につながる機会の不足

課題の解決に向けた目標と施策

基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の推進

- 困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上
- DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化
- 中高校生や大学生等に対する人権教育やデートDV等の普及啓発
- 教員に対する研修や教育体制の充実

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

- 会議・研修等による相談・支援体制の強化
- 外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実
- 支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進
- 利用しやすい一時保護の体制づくり
- 民間団体との協働による一時保護体制の強化

基本目標Ⅲ 自立支援の強化

- 保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援
- 女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施
- 住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援
- 退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上

- 市町村等と連携した取組の推進
- 支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築
- 女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善
- 民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立